

# 告示

## 埼玉県選管告示第五十四号

令和六年十月二十七日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及び審査分会長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和六年十月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰 宏 芳

職務	住所	氏名
審査分会長	埼玉県さいたま市見沼区	尾前 健三
審査分会長の職務を代理すべき者	埼玉県所沢市	西山 淳次